

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社邦翔
主たる営業所の所在地	兵庫県宍粟市
許可番号	兵庫県知事（特－４）第 503028 号
許可を受けている建設業の種類	土、と、管、舗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 9 月 13 日
根拠法令	建設業法第 29 条第 1 項
処分の内容	<p>建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社邦翔の役員が有印公文書偽造及び偽造有印公文書行使の罪により、懲役 2 年（執行猶予 3 年）の判決を受け、令和 6 年 1 月 26 日に刑が確定した。 このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。</p>